

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する
条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百九の項から三百十四の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(奈良県税条例の一部改正)

第二条 奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第三百十一条第一項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

(奈良県自然環境保全条例の一部改正)

第三条 奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例の一部改正)

第四条 奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例（平成二十四年三月奈良県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法

律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。